

川崎市子ども・子育て会議公募委員選考委員会設置要綱

平成 2 5 年 8 月 8 日
2 5 川市子支第 1 3 5 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、川崎市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年川崎市条例第 2 1 号）第 3 条第 2 項に規定する委員のうち公募による委員の選考を行うため、こども未来局に川崎市子ども・子育て会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選考委員会は、公募による委員の選考及び必要に応じてその他選考に関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 選考委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) こども未来局総務部長
- (2) こども未来局総務部企画課長
- (3) こども未来局保育・幼児教育部担当課長（幼児教育担当）
- (4) こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課長
- (5) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕
- (6) こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕
- (7) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕

(委員長)

第 4 条 選考委員会に委員長を置き、委員長はこども未来局総務部長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第 5 条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 選考委員会の庶務は、こども未来局総務部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 4 日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。